

国民健康保険保険一部負担金免除・徴収猶予制度のお知らせ

一部負担金の免除 ・ 徴収猶予

災害や特別な事情によって収入が著しく減少し、生活困難となっている世帯の方が入院して、医療費（一部負担金）の支払いにお困りの場合、調査のうえ、3カ月以内の期間で一部負担金の免除または徴収猶予をします。

制度の内容

以下のいずれかの状態になった場合、一部負担金の免除又は徴収猶予を受けることができます。

1. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は納付義務者の居住の用に供する住宅が半壊又は半焼以上の損害を受けたとき。
2. 次のいずれかに該当して納付義務者の属する世帯の収入が著しく減少したことにより、当該世帯に属するすべての者が資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が著しく困難になったとき。
 - ア 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する事情が発生したとき。
 - イ 事業若しくは業務を休止し、若しくは廃止し、又は失業したとき。

- * 収入が著しく減少したときとは、直近3ヶ月の平均月収が前年の平均月収の70%以下になった場合をいいます。
- * 生活が著しく困難になったときとは、世帯の収入が、生活保護法による保護基準に規定する基準生活費以下かつ、世帯の預貯金が基準生活費の3ヶ月分以下になった場合をいいます。

制度の詳細い内容については、下記までお問い合わせください。

国民健康保険課 給付資格担当 072 - 423 - 9457